

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素

電話&FAX(075)465-4310

# No. 38

## 会報

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行:2017年12月15日

### 目次

1P … 金閣寺

2P … 食事提供体制加算存続の要望

3P-5P … 秋の障全協報告

6P … 持ち込ませない会  
情勢学習の案内



### 金閣寺

寒くなってきました、みなさん体調は大丈夫ですか。今年のお礼「ありがとう」と来年のご挨拶「よろしく」を一緒にさせていただきます。

今回緊急でニュースを発行しました。2ページにある食事提供体制加算存続の要望を厚生労働省に提出しました。詳しくは本文をお読みください。

厚労省は、食事提供体制加算の廃止を撤回、食事負担軽減措置は継続されます。複数の関係者からの情報でも確認できました。軽減措置は現状のまま継続されるということです。「持ち込ませない会」も加わった、団体署名は1270を加藤厚労大臣に直接手渡しましたが、その後79件の追加を厚労大臣宛に送っています。それぞれの立場のみなさまが、それぞれのところで力を尽くされた連帯した運動の賜物だと思います。

11月24日に障全協の厚労省交渉で「持ち込ませない会」として様々な要望を行いました。その報告です。事業所の日払いや、保護者の利用料負担など、問題は山盛りです。これからも粘り強く声を挙げていきたいと思えます。

2018年2月11日(日)名古屋で大切な学習会を開催します裏面に案内を載せています。みんなで情勢と課題を共有しましょう。お待ちしております。申し込みはありません。

事務局長・池添素

厚生労働大臣 加藤勝信様

**要 望 書**  
**食事提供体制加算を存続して下さい**

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会  
代表 白石正久

1. 児童福祉法に規定された事業の中では、**障害児支援に関する事業のみが、日額報酬制、応益負担制度の対象**となっています。このことに関して当会は、障害者自立支援法制定時より問題としてきました。2012年度から児童福祉法が改正されて以降も、この制度構造のままであることは、**児童施策として問題**といわざるをえません。

2. 同じ児童福祉法に規定された**一般施策としての保育所運営費では、給食費は「事業費の中の一般生活費」として位置づいており**、改正保育所保育指針においても、「健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であること」が明記されています。

今般決定した「児童発達支援ガイドライン」においては「**健康な生活の基本となる食を営む力の育成**」が**支援内容として明記され**、障害に応じた特別な配慮も位置づけられました。

3. 子どもの権利条約、障害者権利条約において、障害児は障害のない子どもと同等の権利を保障されたうえで特別な支援を受ける権利を有することが規定され、日本も批准しているこれらの条約の趣旨に基づけば、**嚥下や咀嚼、姿勢保持や口腔内感覚に課題を抱える障害児の支援においては、保育所以上に給食が重要**だと言えます。

多くの自治体が児童発達支援センターの給食費を保育所並みにするために、独自補助を行っているのもそのためです。

障害児への特別なケアは原則として無償とする子どもの権利条約や児童の最善の利益の保障をうたった児童福祉法の趣旨からみても、食事の費用負担を保護者に求めることは許されません。

以上のような見解に基づき、食事提供加算の存続を要請いたします。

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会  
事務局 NPO法人福祉内 池添 素  
連絡先 075-465-4130

# 2017年11月24日に行われた 厚労省交渉の報告(障害児支援)

1 (1) 障害児福祉計画における  
児童発達支援センターの位置付  
けと整備への支援について

回答／重層的な支援体制を構築  
していくため、障害児福祉計画  
に児童発達支援センターの整備  
を位置づけた。自治体の整備状  
況を把握しながら必要な支援に  
ついて検討を進めていきたい。

発言／児童発達支援センターの  
整備状況はどのようにして把握  
するのか。

回答／国保連の請求データを用  
いて把握する。

発言／国保連請求情報では、支  
援の内容・質まで把握すること  
はできない。児童発達支援セン  
ターには障害児通所支援事業の  
質を引き上げていくための中核  
的な役割が求められている。国  
保連情報にとどまらず、求めら  
れる役割を踏まえた調査につい  
て検討をしていただきたい。

(2) ①② 障害児相談支援事業の

専門性の確保、障害者相談支援事  
業所との円滑なケース引継ぎの仕  
組みづくりについて

回答／障害児者の福祉サービ  
スに関しては、児・者一体的に判断  
することが必要であるとの認識  
から、計画相談事業者に対して障  
害児・障害者双方の事業指定を受  
けるよう求めているところ。ま  
た、相談支援専門員の養成研修で  
は、児・者双方の相談における専  
門性が担保されるよう研修内容  
を整備している。相談支援専門員  
については、専門員自身の専門性  
もさることながら、周りの社会資  
源や相談機関等との調整を図る  
ことで対応していただくことが  
重要であると考え、相談支援専門  
員の調整能力の向上に向けた研  
修等についても力を入れている。

発言／障害児の計画相談事業所  
が少ないために、一か所あたりで  
抱える件数が相当数に上ってい  
る状況がある。

回答／障害児相談支援事業所、相

談支援専門員は徐々に増加して  
いるが、十分な整備には至ってい  
ないということは認識している。

一か所が抱えるケースが過大と  
ならないよう、次期報酬改定で相  
談支援専門員一人当たりの利用  
計画作成件数の上限を定めるよ  
う検討もすすめられている。

発言／作成上限を定めることが、  
現在の実情を改善することにつ  
ながるとは考えられない。

発言／18歳の誕生日で障害児相  
談支援事業所から障害者相談支  
援事業所にいきなり切り替わる  
状況は、進路先の選択や学校との  
調整などきめ細かい支援を要す  
るこの時期を支える上では極め  
て不合理だ。期間を定めて児・者  
双方の相談支援事業所に報酬を  
算定すべきだ。

③ 受給者証がなくても必要な支援  
が提供できるようにすることにつ  
いて

回答／複数サービスを利用する  
方などへのサービス利用計画は、  
中立的・総合的な視点から一貫し  
た計画を立案することが望まし  
いと考えている。

発言／放課後等デイサービスな

どの障害児支援は、療育手帳を所  
持していなくても支給決定を行  
うことができ、あわせて障害児相  
談支援事業所がサービス利用計  
画を作成することも可能だ。しか  
し同じ人が18歳を超えたたとん  
に新たに障害者サービスを利用  
しようとする手帳取得が条件  
とされ、サービス提供対象とな  
らない間は障害者相談支援事業  
の対象からも外れてしまう。そのた  
め、18歳を迎える前にショートス  
テイなどのサービスを導入して、  
障害者相談支援事業所に引き継  
げるようにするなどの工夫を行  
っているが、そうした引継ぎが円  
滑にできるような制度としても整  
備していただきたい。

回答／市町村によってさまざま  
な実態があると思われる。持ち帰  
って話をしてみる。

④ 基本相談の位置付けについて

回答／一般相談支援事業の整備  
のほか、地域療育等支援事業につ  
いて地域生活支援事業の必須事  
業に位置付け整備をしていると  
ころだ。

(3) ① 基本報酬の引き上げにつ

<p>④重症心身障害児の受け入れ時の加算について</p>	<p>豪雨災害でやむなく3週間閉所した事業所もある。職員は施設の復旧作業に当たるために毎日出勤しているが報酬が入らない。ぜひ改善してほしい。</p>	<p>③災害・感染症流行時に報酬が途絶えることへの救済措置について 回答／日払い方式を原則としている。欠席者などが生じることへの救済措置として、利用者が一定超過した際にも報酬算定を認めている。欠席者対応加算についてもその内容を精査した上で次期報酬改定においても反映できるように検討している。</p>	<p>いて 経営実態調査を行い、客観的なデータをもとに報酬改定について検討をしているところだ。</p> <p>②規模に応じた報酬加算制の見直しについて 回答／事業所規模による運営効率の違いを踏まえて報酬算定をしているところだ。</p>
<p>④重症心身障害児の受け入れ時の加算について</p>	<p>療育支援事業も実施しており、これらのサービスを組み合わせ</p>	<p>⑥保育所等訪問支援を個別給付から外すことについて 回答／保育所等訪問支援は、障害児以外の児童との集団生活等の適応を図るための専門的な支援であり、障害を受容した保護者との契約により提供されるサービスである。一方で地域生活支援事業の巡回指導員派遣は、気になる段階からの支援であり個別給付とはしていない。また、障害児等</p>	<p>回答／重症心身障害児への対応については、施設基準を満たすことにより報酬を算定している。</p> <p>⑤徒歩送迎について送迎加算を設けることについて 回答／送迎加算は運転手の人件費等を加味したものであり、徒歩送迎については算定対象とはならない。</p> <p>発言／徒歩送迎については通登所訓練として位置付け報酬算定する動きがあったが、今はどうなっているのか。</p> <p>回答／現在も引き続き検討が続いている。</p>
<p>③障害児通所支援事業の質の向上に関する効果検証について 回答／平成29年4月の放課後等</p>	<p>②児童発達支援管理責任者の研修に関するガイドライン作成について 回答／国が定める標準カリキュラムに即して研修プランをすすめている。講師の質の向上にも努めてまいりたい。</p>	<p>職員配置基準の改善 回答／経営実態調査をふまえ、検討していく。</p> <p>(5) ①障害児通所支援事業等の</p>	<p>利用していただきたい。</p> <p>(4) サービス利用料の無償化について 回答／低所得者への軽減措置を講じるなど、法文上も実質上も応能負担となっている。</p> <p>発言／離島も含む中山間部等では農漁業が主要産業となっており、その年によって収入が激変する。前年所得をベースにした利用料負担は、家族の負担能力を測る上で実態にはなじまない。</p>
<p>③障害児通所支援事業の質の向上に関する効果検証について 回答／平成29年4月の放課後等</p>	<p>②児童発達支援管理責任者の研修に関するガイドライン作成について 回答／国が定める標準カリキュラムに即して研修プランをすすめている。講師の質の向上にも努めてまいりたい。</p>	<p>職員配置基準の改善 回答／経営実態調査をふまえ、検討していく。</p> <p>(5) ①障害児通所支援事業等の</p> <p>発言／放課後等デイサービスが単なる子どもの「預かり」を目的として広がってきていることを受け、それらの児童が進路先に生活介護などの福祉事業所を選択した場合、事業終了後の午後4時前から母親などが就労から帰宅する6時過ぎまでの間の預かりニーズに対応するために日中一時支援事業の需要が急増している。こうした事態の改善に向けた抜本的な対応が求められている。</p>	<p>発言／被虐待児対応加算、臨床心理士の配置や小規模グループケアへの加算などで対応している。</p> <p>(7) 日中一時支援事業の拡充について 回答／家族の就労支援・レスパイトなどに対応するために実施している。余暇支援についても事業対象としており、その詳細については市町村とご相談頂きたい。</p> <p>発言／知的障害児入所施設での被虐待児対応への支援について 回答／被虐待児対応加算、臨床心理士の配置や小規模グループケアへの加算などで対応している。</p>

2 (1) ①乳幼児健診の充実について

回答／乳幼児健診は障害の早期発見にとっても重要な機会であり、従来からその整備を図ってきているところだ。心理士などの専門職の参与については、健診規模が50名程度と小規模なところが大部分であることから困難だ。

②未受診時への対応について

回答／現在の受診率は約95パーセントとなっている。未受診児童の保護者に対しては、次回健診について周知するなど受診勧奨を図っている。

3 医療的ケア児の通所支援制度について

回答／平成24年度から医療的ケア時への対応についてモデル事業を実施している。訪問看護については、健康保険法において居宅で行われるものと定義されており、居宅外での利用は困難だ。

5 (1) 内部障害（心臓病児）の認定基準から「一般状態区分」を削除する件について

回答／内部障害における疾病間の公平性を図る観点から定められているものであり、心臓病児のみを変更することは困難だ。

(2) 「一般状態区分」を用いた一律な判定を行わないこと

回答／国の認定要領に依じて医師が判断している。一般状態区分のみでは判断せず、総合的に判断するよう、都道府県・指定都市の担当者会議でも周知に努めている。発言／総合的に判断することについて周知に努めていることは理解するが、問題は一般状態区分等が隠然たる影響を与えていることにある。これらのものを削除することが求められている。

回答／どのような周知ができるかについて、引き続き健闘をしてまいりたい。

(3) 心疾患診断書様式から「学校生活指導管理区分」を削除すること

回答／平成27年度に様式を変更したが、「学校生活指導管理区分」については以前から同様の扱いとなっている。



## 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会 情勢学習会

児童発達支援のガイドラインが策定され、障害児支援の方向性も新しい段階に入りました。子どもの育ちや子育てを支えていく大切な『療育』を守り、一層充実させていく方向性を考えていく必要があります。さらに保育分野との共同の取り組みも大切です。今年度2回目の情勢学習会は名古屋で開催します。情勢を共有し、全国各地で障害乳幼児と保護者を支える運動の課題を共に考えたいと思います。お忙しいと思いますが、お誘いあわせの上ご参加をお待ちしています。



### 「障害乳幼児施策をめぐって ～保育・療育の現状と課題」

日時 2018年2月11日(日) 13時30分～16時30分

場所 愛知県産業労働センター「ウイंकあいち」

12階 1204 会議室

#### プログラム

挨拶 中村尚子(持ち込ませない会副代表)

報告1「児童福祉における障害児施策の位置付け」 井原哲人さん(白梅大学)

報告2「厚労省の動向と名古屋市の現状」

加藤 淳さん(全国発達支援通園事業連絡協議会)

報告3「幼稚園教員・保育士養成カリキュラムのこれから」

藤林清仁さん(同朋大学)

各地からの発言

まとめ

白石正久(持ち込ませない会代表)

※参加費無料/参加申し込み必要なし



主催 障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会  
事務局 池添 素(持ち込ませない会事務局長)  
問い合わせ先: [rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp](mailto:rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp)